

弘前市工事設計書情報提供実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、情報提供施策の充実を図るため、実施機関（条例第2条第1号に掲げるもののうち市長をいう。以下同じ。）が発注した工事の設計書の情報提供（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象となる工事の設計書)

第2条 情報提供の対象となる工事の設計書は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 予定価格が2,000,000円を超える工事に係るもの
- (2) 実施機関が入札を執行し、及び契約を締結した工事に係るもの
- (3) 条例第7条各号に規定する不開示情報が記録されていないもの

2 実施機関は、次の各号に掲げる書類は情報提供の対象としない。

- (1) 予定価格調書
- (2) 見積書、見積比較表等
- (3) その他実施機関が対象としないと認めるもの

(申請)

第3条 情報提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、弘前市工事設計書情報提供申請書（様式。以下「申請書」という。）にCD-R（新品に限る。）を添付して実施機関に申請をしなければならない。

2 申請は、郵送によることができない。

3 申請は、実施機関が入札を執行した日の翌日から起算して10日を経過した日以後に行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期日を延長することができる。

5 申請者は、情報提供により得た工事の設計書に係る情報を、有償無償にかかわらず、かつ、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者へ開示し、又は提供してはならない。

(情報提供の方法)

第4条 実施機関は、前条第1項の申請があったときは、同項の規定により申請書に添付されたCD-Rに実施機関が定める形式により設計書の電磁的記録を複製したものを申請者に交付するものとする。

2 情報提供は、1回の申請につき工事5件までとする。

(費用)

第5条 情報提供は、無料とする。

(責任の制限)

第6条 市は、申請書に添付されたCD-Rからのコンピュータウイルスの混入等が原因で損害を受けた場合は、当該申請者に対し損害賠償を請求することができる。

2 市は、第3条第5項の規定に違反する事実が認められる場合であって、工事の設計書に係る情報に関して著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法律（以下「著作権法等」という。）上の権利を有する者が存在するときは、当該者と協議の上、申請者に対して、著作権法等に基づく措置を講じることができる。

3 市は、申請者に対する損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(適用除外)

第7条 情報提供によらない情報の公開は、条例の規定に基づく開示請求の手続によらなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、前項に規定する日以後に入札を執行した工事の設計書及び同日前に入札を執行した工事であって実施機関が情報提供の対象とすることが適当であると認めた工事の設計書について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

令和 年 月 日

弘前市長 様

弘前市工事設計書情報提供申請書

住 所

申請者 氏 名

電話番号

下記工事について情報提供を受けたいので、弘前市工事設計書情報提供実施要綱第3条第1項の規定に基づき申請します。

記

入札日	工事名称
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	

注意事項

- 1 申請者が法人等の場合は、その所在地、名称、代表者職氏名を記載してください。
- 2 申請は、郵送によることができません。
- 3 情報提供により得た工事の設計書に係る情報は、市以外の者の権利を含む場合があるため、申請者のみの利用に限ります。有償無償にかかわらず、かつ、いかなる方法をもってするかを問わず、当該情報を第三者へ開示し、又は提供してはなりません。これに違反した事実が確認された場合は、当該情報に係る権利者と協議の上、著作権法等に基づく措置を講じる場合があります。
- 4 申請書に添付されたＣＤ－Ｒからのコンピュータウイルスの混入等が原因で市が損害を受けた場合は、当該申請者に対し損害賠償を請求する場合があります。
- 5 市は、申請者に対する損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません。

担当及び提出先：総務部契約課
連 絡 先：0172-35-1137